

議案第4号

大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案

大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、同項第2号イ」を「の適用を受ける者（学校事務職員に限る。）並びに同項第2号イ」に改める。

附則に次の1条を加える。

（会員の資格を有しない期間があった者に係る会員としての期間の計算等の特例）

第12条 平成29年4月1日から大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例（令和2年大阪市条例第 号）の施行の日の前日までの期間（以下「特定期間」という。）において特定職員（教育委員会所管の小学校又は中学校の職員のうち給与条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける者（学校事務職員を除く。）をいう。以下同じ。）であったことのある者の会員としての期間の計算については、特定期間のうち特定職員であった期間を第9条に規定する期間に通算する。

2 特定期間において互助会が特定職員に対して行った第10条第2項の市規則の規定による給付に相当する給付及び第23条の市規則の規定による福利厚生事業に相当する事業は、それぞれ第10条第1項の規定により行われた給付及び第23条の規定により行われた福利厚生事業とみなす。

3 特定期間において特定職員が互助会に支払った第53条第2項の規定により算定された掛金の額に相当する金額は、同条第1項の規定により負担した掛金とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

職員互助会の会員の範囲を改めるとともに、会員の資格を有しない期間があった者に係る会員としての期間の計算等の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員互助会条例（抄）

（互助会の組織）

第2条 本市に使用される者で本市から給与を受ける者（以下「職員」という。）は、次に掲げる者を除き、この条例の定めるところにより、互助会を組織する。

(1)－(3) 省 略

(4) 教育委員会所管の小学校又は中学校の職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表、
同項第2号イに掲げる者（学校事務職員に限る。）並びに

掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同項第4号イに掲げる医療職給料表(2)の適用を受ける者

2 省 略

附 則

第11条 省 略

（会員の資格を有しない期間があった者に係る会員としての期間の計算等の特例）

第12条 平成29年4月1日から大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例（令和2年大阪市条例第 号）の施行の日の前日までの期間（以下「特定期間」という。）において特定職員（教育委員会所管の小学校又は中学校の職員のうち給与条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける者（学校事務職員を除く。）をいう。以下同じ。）であったことのある者の会員としての期間の計算については、特定期間のうち特定職員であった期間を第9条に規定する期間に通算する。

2 特定期間において互助会が特定職員に対して行った第10条第2項の市規則の規定による給付に相当する給付及び第23条の市規則の規定による福利厚生事業に相当する事業は、それぞれ第10条第1項の規定により行われた給付及び第23条の規定により

行われた福利厚生事業とみなす。

- 3 特定期間において特定職員が互助会に支払った第53条第2項の規定により算定された掛金の額に相当する金額は、同条第1項の規定により負担した掛金とみなす。